平成２４年（フ）第１３号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番６―206号
債務者　濱田　玉江
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
札幌市白石区北郷７条10丁目１番30―204号
債務者　平松菜々実
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９号
北海道恵庭市有明町２丁目11番７号
債務者　國谷　幸伸
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０号
札幌市厚別区厚別南１丁目11番10―201号
債務者　高橋　敏文
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９６号
札幌市厚別区厚別中央２条５丁目３番33―302号
債務者　藤田　里佳
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３号
札幌市西区二十四軒２条７丁目１番40号　二十四軒ハイツＣ―２号
債務者　田島　紘二
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７９号
札幌市中央区北21条西15丁目１番１―106号
債務者　田村　一紀
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１２号
北海道江別市野幌末広町10番地の９　西條マンションＤ号室
債務者　柳瀬　明子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６２号
札幌市東区北30条東10丁目５番30号　第３ハイツ102号
債務者　奥田　修司
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
北海道北見市本町５丁目７番15号　松尾マンション２号棟３号
債務者　上西　龍也
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
仙台市若林区かすみ町５番24号　クラウンコート202
債務者　小山あおい（旧姓五百川）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
茨城県水戸市千波町2445番地の１　トワメゾン水戸Ｃ棟407号
債務者　宗像　惠美
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
茨城県水戸市姫子２丁目664番地
債務者　塩澤慎太郎
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９９号
茨城県筑西市門井1976番地
債務者　坂本　裕亮
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１６号
茨城県坂東市辺田527番地５
債務者　田口　　重
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２５号
茨城県筑西市女方122番地１
債務者　工藤　京子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２６号
茨城県筑西市女方122番地１
債務者　工藤　寿一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２８号
茨城県筑西市五所宮385番地11
債務者　浅見　龍哉
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部